平成２９年（フ）第４４６３号
大阪市住之江区南港北１丁目31番17―1306号
債務者　平山　実里
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４６９号
大阪市浪速区元町３丁目９番15―602号、前住所大阪市北区茶屋町１番８号　ＴＯＰ　ｔｏ　ＴＯＰ　３Ｆ
債務者　小野　史貴
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４９２号
大阪市東成区深江南３丁目４番２号　第一マンション堅田　301号
債務者　阿部代利子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４９４号
大阪府門真市石原町１番20号　ＳＴハイツ１　103号
債務者　合田　千波
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５２８号
大阪府茨木市中津町14番12号　アビテ中津　102号
債務者　佐藤　滋毅
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会期日及び債権調査期日の変更

平成２８年（フ）第９２号
岡山県真庭市上河内88番地１
破産者　井田　東光
上記の破産事件について、次のとおり財産状況報告集会、廃止意見聴取、計算報告、債権調査の期日を変更した。
変更前　平成29年12月20日午前９時45分
変更後　平成29年12月27日午後１時30分
平成29年10月23日　岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７００号
栃木県栃木市藤岡町甲1401番地３
破産者　株式会社アイシンフードサービス
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７０１号
栃木県栃木市藤岡町甲1401番地３
破産者　株式会社アイフーズ
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７０２号
千葉県市川市日之出９番１―110号（グロリオール里見弐番館）
破産者　石川　　孝
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１８号
千葉県浦安市東野２丁目26番50号
破産者　ジャパンカーネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１９号
千葉県浦安市東野２丁目26番50号
破産者　戸成　文子
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２２号
千葉市花見川区千種町237番地19　ペントハウスちぐさ202号
破産者　植草美佐夫
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５号
さいたま市大宮区仲町２丁目58番地１、破産手続開始決定書上の本店さいたま市見沼区深作１丁目27番地９
破産者　株式会社フォルテシモ（破産手続開始決定書上の商号アイディーエス株式会社）
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
千葉市若葉区千城台西３丁目９番３棟212号、開始決定時の住所千葉市美浜区幸町２丁目８番19棟103号
破産者　大西　博夫
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４２５号
千葉県習志野市津田沼７丁目９番14―101号
破産者　福井　啓之
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６号
福岡県田川郡川崎町大字田原1845番地の１
破産者　タイヨー産業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２２号
長野県佐久市桜井1119番地
破産者　有限会社信和精工
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１０６６号
愛知県尾張旭市根の鼻町２丁目１番地２　メゾン東栄Ａ―305
破産者　有限会社中央地下工業
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部